

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例

平成 20 年 2 月 15 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 209 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 49 条の規定により、後期高齢者医療制度の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 特別会計においては、国庫支出金、県支出金、市町村負担金、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、後期高齢者医療の事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。